

「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業
基本契約書 (案)

令和7年7月10日

姫路市

姫路市（以下「発注者」という。）と、【 構成企業名 】、【 構成企業名 】及び【 構成企業名 】（以下、総称して「選定当事者」と、個別に「構成企業」といい、うち【 代表企業名 】を「代表企業」という。）は、「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に係る基本的な事項について、以下のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約において使用される用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）において定義し、又は記載されたところによる。

本基本契約の対象となる事業の表示

- 1 事業名 「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業
- 2 事業場所 姫路市飾東町豊国
- 3 事業期間 本基本契約成立日から令和26年3月31日まで
 - (1) 設計期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（建設工事施工時における設計意図伝達を除く。）
 - (2) 建設期間：建設工事請負契約の本契約成立日から令和11年3月30日まで
 - (3) 開業準備及び維持管理・運営期間：選定事業者から提案のあった日から令和26年3月31日まで
 - (4) 統括管理業務：本基本契約成立日から令和26年3月31日まで

本事業について、本基本契約の発注者及び選定事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本事業に係る建設工事請負契約は、姫路市議会（以下「議会」という。）の議決を得た日に本契約として成立することを確認し、本事業に係る建設工事請負契約の締結について議会の議決を得られなかった場合は、既に締結済の建設工事請負契約に係る仮契約は無効となり、建設工事請負契約は締結されないものとする。この場合において、発注者は一切の責任を負わない。

本基本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び構成企業が各自記名押印の上、発注者及び代表企業が各自1通を保有し、代表企業は構成企業に対し、その写しを交付するものとする。

令和●年●月●日

(発注者) 姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

(選定事業者)

(構成企業 (代表企業))

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

(構成企業)

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者氏名]

発注者及び選定事業者は、本事業に関し、令和●年●月●日付けで締結した「(仮称) 道の駅姫路」整備及び運営事業基本協定書第4条第1項の規定に従い、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について、本基本契約を締結するものである。また、発注者及び選定事業者は、本基本契約及び発注者と構成企業【建設企業名】及び【建設企業名】(以下合わせて「建設企業」という。)で組成する【特定建設工事共同企業体名】(以下「建設共同企業体」という。)との間で締結される建設工事請負契約(以下「建設工事請負契約」という。)、発注者と構成企業【設計企業名】及び【設計企業名】(以下合わせて「設計企業」という。)で組成する【設計企業グループ名】(以下「設計企業グループ」という。)との間で締結される設計業務委託契約(以下「設計業務委託契約」という。)、発注者と構成企業【維持管理企業名】(以下「維持管理企業」という。)及び構成企業【運営企業名】(以下「運営企業」という。)で組成する【受託者名】との間で締結される指定管理者基本協定(以下「指定管理者基本協定」という。)が、不可分一体なものとして「特定事業契約」を構成することを確認する。

(目的)

第1条 本基本契約は、発注者及び選定事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 選定事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項に記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項に記載の日程のとおりとする。

(入札説明書等の優先順位)

第4条 本基本契約、建設工事請負契約、設計業務委託契約、指定管理者基本協定、入札説明書、要求水準書、入札説明書及び要求水準書に関する質問書への回答並びに令和●年●月●日付けで発注者に提出した提案書(その後の変更を含む。以下「提案書」という。)の間に齟齬がある場合は、本基本契約、建設工事請負契約、設計業務委託契約、指定管理者基本協定、入札説明書及び要求水準書に関する質問書への回答、入札説明書、要求水準書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と選定事業者が協議の上、提案書の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については提案書の記載が要求水準書に優先するものとする。

2 選定事業者が本事業の入札説明書等(入札説明書、要求水準書並びに入札説明書及び要求水準書に

関する質問書への回答をいう。以下同じ。)に基づき提出した提案書に記載された内容は、選定事業者
に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

- 3 選定事業者は、(仮称)道の駅姫路整備運営事業者審査委員会が選定事業者の提案書に対して示した
要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(選定事業者の役割分担)

第5条 本事業の遂行について、選定事業者を構成する者は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業
務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 本件施設(入札説明書表2-3に定める施設をいう。以下同じ。)の設計に関する一切の業務(以
下「設計業務」という。)は設計企業がこれを請け負い、本件施設の建設に関する一切の業務(以
下「建設業務」という。)は建設企業がこれを請け負う。
 - (2) 地域振興施設の開業準備業務(以下「開業準備業務」という。)並びに地域振興施設の維持管理及
び運営に関する一切の業務(以下「維持管理運営業務」という。)は、維持管理企業及び運営企業が
市から指定管理者の指定を受けてこれを履行する。
 - (3) 本事業の統括管理業務(以下「統括管理業務」という。)は代表企業がこれを履行する。
- 2 統括管理業務は、入札説明書等及び提案書に基づき代表企業の責任と費用で行うものとし、発注者
はその対価を支払う責めを負わないものとする。

(特定建設工事共同企業体の変更)

第6条 建設企業は、共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の共同企業
体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

(特定事業契約)

第7条 発注者及び建設共同企業体は、建設業務に関し、建設工事請負契約の仮契約を発注者が別途指
定する議会に対する建設工事請負契約に係る議案提出日までに締結する。

- 2 前項の規定に基づき締結する建設工事請負契約の仮契約は、議会の議決を得た時に当該契約が成立
する旨を記載した仮契約であり、議会の議決を得たときは、当該契約の内容をもって建設工事請負契
約が本契約として成立したものとみなす。
- 2 発注者及び設計企業グループは、設計業務に関し、設計業務委託契約を令和8年4月1日付けで締
結する。
- 3 発注者、維持管理企業及び運営企業は、開業準備業務及び維持管理運営業務に関し、指定管理者基
本協定を発注者、維持管理企業及び運営企業が別途合意した期日までに締結する。
- 4 構成企業のいずれかが入札説明書において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合又は選
定事業者(第4号又は第5号に掲げる場合にあつては、構成企業の役員等)のいずれかが次の各号の
いずれかに該当する場合は、発注者は選定事業者に書面により通知することにより、未締結の特定事
業契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの特定事業契約を

解除することができる。ただし、代表企業以外の構成企業が入札説明書において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が当該構成企業に代えた新規企業を提案し、発注者が当該新規企業の入札説明書において定められた参加資格要件等を確認し、当該新規企業の事業能力を勘案して特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、発注者及び選定事業者は、当該構成企業に代わる当該新規企業を当事者とする特定事業契約の締結のために取り得る措置を講じるものとする。

- (1) 選定事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は選定事業者が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この項において同じ。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が選定事業者又は選定事業者が構成事業者である事業者団体（以下この項において「選定事業者等」という。）に対して行われたときは、選定事業者等に対する命令で確定したものをいい、選定事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、選定事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 5 構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合、発注者は、選定事業者に書面により通知することにより、未締結の特定事業契約に関し、契約を締結せず、若しくは本契約として成立させないことができ、又は締結済みの特定事業契約を解除することができる。ただし、代表企業以外の構成企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が当該構成企業に代えた新規企業を提案し、発注者が当該新規企業の入札説明書において定められた参加資格要件等を確認し、当該新規企業の事業能力を勘案して特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと発注者が判断したときは、発注者及び選定事業者は、当該構成企業に代わる当該新規企業を当事者とする特定事業契約の締結のために取り得る措置を講じるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。
 - (2) 暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。
 - (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。
 - (4) 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用していることが明らかになったとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、本基本契約の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- 6 第4項本文又は前項本文に規定する場合において、発注者から請求があったときは、構成企業は【本事業の入札金額（税抜）を記載】並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の2に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負うものとする。当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

（設計業務・建設業務）

第8条 設計業務及び建設業務の概要は、別紙1第3項記載のとおりとする。

- 2 前項に規定するほか、設計業務及び建設業務の詳細は、設計業務委託契約、建設工事請負契約、入札説明書等及び提案書の定めるところに従うものとする。

（開業準備業務及び維持管理運営業務）

第9条 開業準備業務及び維持管理運営業務の概要は、別紙1第4項記載のとおりとする。

- 2 前項の規定にするほか、維持管理運営業務の詳細は、指定管理者基本協定、入札説明書等及び提案書の定めるところに従うものとする。

(再委託等)

第10条 設計業務委託契約、建設工事請負契約、又は指定管理者基本協定に基づき受託し又は請け負った業務に関し、設計企業、建設企業、維持管理企業又は運営企業は、合理的に必要と認められる部分につき、設計業務委託契約、建設工事請負契約又は指定管理者基本協定の定めるところに従って第三者に委託し又は請け負わせることができるものとする。

(共同企業体等の解散時に対する措置)

第11条 建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体の構成員は、連帯して本基本契約において建設企業が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

2 設計企業グループが解散した場合も、設計企業グループの構成員は、連帯して本基本契約において設計企業が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 発注者及び選定事業者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

(損害賠償)

第13条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、構成企業のいずれかの債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、構成企業は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(有効期間)

第14条 本基本契約の有効期間は、本基本契約が締結された日から事業期間の満了日までの期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。ただし、前2条、次条及び第16条の規定は、本基本契約の終了後も引き続き効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合又は本契約として成立しなかった場合には、当該特定事業契約の締結不調が確定した日又は本契約として成立しないことが確定した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為若しくは不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第15条 発注者及び選定事業者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本基本契約の履行又は

本事業の遂行以外の目的で使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者及び選定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 発注者及び選定事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び選定事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前3項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第16条 選定事業者は、本基本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から選定事業者が作成し又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と選定事業者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 選定事業者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、選定事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本基本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本基本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第6条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 本基本契約又は入札説明書等で定める期間内に業務を履行しないとき、又は期間経過後相当の期間内に業務を履行する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (4) 選定事業者又は選定事業者の使用人が発注者の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、選定事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本基本契約の解除をすることができる。
- (1) 第12条の規定に違反したとき。
 - (2) 選定事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は選定事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、選定事業者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (4) 発注者が特定事業契約の定めに基づき同契約を解除したとき。
- 3 発注者は、前2項の定めにより本基本契約を解除する場合、他の特定事業契約を合わせて解除することができる。
- 4 発注者が本条の定めにより本基本契約又はその他の特定事業契約を解除した場合においても、発注者はこれにより選定事業者に生ずる損害を一切賠償する義務を負わない。

(選定事業者の解除権)

第18条 発注者が本基本契約に違反し、その是正に応じなかった場合、選定事業者は本基本契約若し

くはその仮契約及び特定事業契約若しくはその仮契約を解除することができ、又は特定事業契約を締結しないことができる。

- 2 前項の場合において発注者が選定事業者に損害を与えたときは、選定事業者は発注者に対して合理的な範囲において当該損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、逸失利益は除くものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第19条 本基本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

- 2 発注者及び選定事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を神戸地方裁判所とすることに合意するものとする。

(疑義の決定)

第20条 本基本契約に定めのない事項又は本基本契約について疑義が生じたときは、発注者・選定事業者協議の上、決定するものとする。

- 2 本基本契約の解釈について疑義が生じた場合は、発注者及び選定事業者は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

[以下余白]

別紙1（第3条、第8条、第9条関係）

本事業の概要

- 1 本事業の概要
- 2 事業日程
- 3 設計業務及び建設業務の概要
- 4 開業準備業務及び維持管理運営業務の概要
（締結時に入札説明書等及び提案書の内容を踏まえ記載致します。）
- 5 統括管理業務